



陸軍中将男爵山口素臣以下七名外
國勲章受領及佩用ノ件
右謹テ裁可ヲ仰ク
明治三十四年十二月五日
内閣總理大臣子爵桂太郎

五

内

閣

明治三十四年十二月三日

內閣總理大臣

賞勳局總裁

和國
リッテル、各イト名イス、インテル、デ、エ、オラン、イ、エ、ナ、フ、サイ、勲章
陸軍中將男爵山口圭系臣

今上

外務總務長官 珍田捨己

全國グロートフビシル、インデラルデグン、オレンイェナサイ、勲章、陸軍少将塚本勝嘉、陸軍少将福島安心、公上

陸軍少將福島安山

全國
西國
佛國
勳章
陸軍
兵部
佐馬
場心
雄

西國イザヘル、カトリック星亨附第三等勲章公使館二等書記官安達峰郎

イ 邦 國 シエソツエ、トモル、チエ、トエシ、トシナン 勲 章

櫻田助作

陸軍中將男爵山口素臣以下七名頭書ノ
勲章、受領及佩用ノ儀別紙ノ通願出候條
御允許相成可然哉此段上申ス

和蘭國勲章佩用願

素臣儀

今般和蘭國ヨウ「ヲランジュナソ」一等勲章贈與
相成候ニ付佩用御許可相成度勲記並勲記譯文
寫及供閱目錄相添工此段奉願候也

明治三十四年十一月十六日

陸軍中將侯三位勲一等功二級男爵山口素臣

實勲苟總裁子爵大給恒辰

供覧物件目録

一和蘭國「ヲランジュナソー」一等勲章	一一一
一勲記	一一一
一勲記譯文寫	一一一
右々通り候也	
明治三十四年十一月十六日	

勲記譯文

一千九百〇一年七月二十三日(三十五号) 騰水

天祐ヲ保有セル和蘭國王「ウキルヘルミナ」及ヒ「オランダ」

ナツサウ地公太子等

ボイテン國サツケン地大臣「オンゼン」氏ノ決定ニ據ル一千

九百〇一年七月十九日内閣第三號

日本中將男爵山口閣下

ヘリッデル

グロートクロイス

勲爵士大

オラ

ンゼ、ナツサウ「勲章」ヲ授與スルハ善行及ヒ事理ニ通曉

スル者ノ標章ナリ

右「オンゼン」大臣ハ贈附ヲ委任セラル、ニ據リ騰水ニテ之ヲ

和蘭賞勲局書記長官ニ送附セリ

一千九百〇一年七月二十三日

ウキルヘルミナ王璽

ボイテン國「サツケン」地大臣

ウエー、ハ、デ「ベアウホル止氏捺印

右原水ニ照シ

内閣理事長官

勲爵士「セ、オ、」氏

中將

参將「ハム、コーニンギン」氏

和蘭賞勲局書記長官

外國勲章受領佩用願

和蘭國皇帝陛下ヨリ贈與相成候「リッデルグロートク
ロイス、イン、デ、オルデ、ヴァン、オランシエ、ナサウ」勲章受
領佩用ノ義却允許被成下度別紙供閱物件目錄
相添此段相願候也

明治三十四年二月四日

外務總務長官從罷勲等珍田捨巳



賞勲局總裁子爵大給恒殿

供閱物件目錄

一勲章

壹個

一勅令謄本並敍勲通知書

各壹通

一右譯文

全

右受領佩用免許相願候付差出候也

明治三十四年十二月四日

珍田捨已



千九百年十二月十三日勅令第四十七號謄本

天佑ヲ保有シ和蘭國皇帝「オランイェナスサイ」
リンセスタル「ウイルヘルミナ」茲ニ千九百年十二月八
日附第壹號ヲ以テセル外務大臣ノ上奏ヲ嘉納シ
日本國皇帝陛下、和蘭國駐劄特命全權公使
珍田捨己「リッデル、クロートクロイス、イン、デ、オルデ、
ヴァン、オランイェナスカウ」勲章ヲ授與ス
依テ外務大臣ヨシテ本裁可ヲ執行セシメ且ツ其謄
本ヲ賞勲局長ニ送達セシム

千九百年十二月十三日「ス、グラーヴエンハーゲン」於テ

ウヰルヘルミナ

親署

外務大臣ビユーフォルト副署

本謄本ノ原本ト照準シ相違ナキヲ證ス

侍從長ウエーゲリン

本謄本ノ正確ナルヲ證明ス

賞勲局長侍從武官長

陸軍中將

ヴェルヘイック印

千の二十三號

和蘭國賞勳局長侍從武官長陸軍中將ヴエスハイツ^①

日本國皇帝陛下ノ和蘭國駐劄特命全權公使珍田捨已閣下
以書東致啟上候陳者和蘭國皇帝陛下ハ十二月十三日
第四十七號ヲ以テ閣下ニ「リッデル、グロートクロイス、インデ
オルデ、ヴァン、オラシイエ、ナスカウ」勳章授與ノ事ヲ被
裁可候ニ就テハ今勅令ノ謄本並ニ今勳章相添ヘ御
送達ニ及ビ候閣下ガ今般皇帝陛下ヨリ該恩典ヲ
享受セラレタルコトニ對シ本官ハ茲ニ祝賀ノ意ヲ
表シ候尤モ今勳章ハ帶勳者死亡ノ際普通郵
便ヲ以テ和蘭國賞勳局ヘ返納スベキモノニ有之候間
此段前以テ申進置候右御通知旁本官ハ茲ニ閣下
ニ向テ敬意ヲ表シ候敬具

十九百年十二月十七日「ス、グラウ、ヴェンハーゲン」於テ

和蘭國勲章佩用願

勝嘉儀

今般和蘭國ヨリヲランジュナソールニ等勲章贈與
相成候ニ付佩用御許可相成度勲記並ニ勲記譯文
寫及ヒ供聞物件目錄相添エ此段奉願候也

明治三十四年十一月十六日

陸軍大將正三位勲二等功三級塚本勝嘉



賞勲局總裁子爵大給恒毅

供閱物件目録

一和蘭國「クラシユナソ」ニ等勲章
一勲記
一勲記譯文寫
右々通り候也
明治二十四年十一月十六日

勲記譯文

一千九百〇一年七月二十三日(三十五号) 騰本

天祐ヲ保有セル和蘭國王ウナルヘルミナ^{ミナ}及ヒ「オランゼ、
ナツサウ地公太子等

ボイラン國サツケン地ノ大臣「オンゼン」氏ノ決定ニ據リ一千
九百〇一年七月十九日内閣第三號

日本少將塚本ニ ^{グロート オヒシール} ^{勲章} オランゼ、ナツサウ地
ノ勲章ヲ授典スルハ善行及ヒ事理ニ通曉スル者ノ標

章ナリ

右「オンゼン」大臣ハ贈附ヲ委任セラル、ニ據リ騰本ニテ之ヲ
和蘭賞勲局書記長官ニ送附セリ

一千九百〇一年七月二十三日

ウナルヘルミナ王^{ミナ}「爾玉」
ボイテン國「サツケン」地大臣

ウエー、ハ、デ「ベアウホルト」氏捺印

右原本ニ照シ

内閣理事長官

勲爵士「セ、オ、ゲ」氏

中將

参將「ハ、ム、コーニンギン」氏

和蘭賞勲局書記官長

外國勳章受領及佩用願

安正儀

明治三十四年十月廿七日

今般和蘭國皇帝陛下ヨリ「ゴロート、オフィシール」勳章
贈與相成候ニ付受領及ヒ佩用之儀允許相成度
別紙供閱物件相添此段奉願候也

明治三十四年十月廿七日

陸軍少將勳三等功三級福島安正



賞勳局總裁子爵大給恒殿

供閱物件目録

一 勳章

和蘭國「コロト、オフィシール」勳章、副章共

式個

一 勳記

壹通

一 勳記翻譯書

壹通

一 勳記歐文寫

壹通

勲記証文

一千九百〇一年七月廿三日第三十五号謄本

天祐ヲ保有シ和蘭國皇帝「オラニイ、ナッソー」ノ「ポリンズ」ナル
「ウイルヘルミナ」茲ニ一千九百〇一年七月十九日附内閣第三號
ノ外務大臣ノ上奏ヲ嘉納シ日本國陸軍少將福島ヲ「オラ
ニイ、ナッソー」勲位ノ「ゴロート、オフィシール」ニ列ス依テ外務大臣
ヲシテ裁可ヲ執行セシメ且ツ其謄本ヲ賞勲局長ニ
送達セシム

一千九百〇一年七月廿三日「ユーストデーキ」

ウイルヘルミナ親署

外務大臣 ヴィー、ハー、デ、ビュウフォルト手記

原本ニ照準セルヲ證ス

侍従長 不在ニ付

シ、オ、ジー、デ、リツテル手記

謄本ノ正確ナルヲ證ス

賞勲局長

陸軍中将侍従武官長 某 手記

和蘭國勲章佩用願

正雄儀

今般和蘭國ヨリ「オランダ」ニ等
勲章贈與相成候月佩用御許可相成度
勲記並勲記譯文寫及供閱物件目錄
相添此段奉願候也

明治三十四年十一月十九日

陸軍工兵大佐後立位勲三等功四級馬場正雄



賞勲局總裁子爵大給 恒殿

供閱目錄

一 和蘭國「フランダース」三等勲章

一 勲記

一 勲記譯文寫

右之通り候也

明治三十四年十一月十九日

勲記譯文

一千九百。一年七月二十三日(三十五号)騰本

天祐ヲ保有セル和蘭國王ウキルヘルミナ^ナ及ヒ「オランゼ、
ナツサウ」地公太子等

ボイラン國サツケン地ノ大臣「オンゼン」氏ノ決定ニ據リ一千
九百。一年七月十九日内閣第三號

日本中佐馬場ニ^{コムマンドール}勲章「オランゼ、ナツサウ地ノ勲章

ヲ授與スルハ善行及ヒ事理ニ通曉スル者ノ標章ナリ

右「オンゼン」大臣ハ贈附ヲ委任セラル、ニ據リ騰本ミラ之ヲ
和蘭賞勲局書記官長ニ送附セリ

一千九百。一年七月二十三日 ゴウストレイキ地

ウキルヘルミナ王^{爾王}

ボイテン國「サツケン」地大臣
ウエーバデ「ベアウホルト」氏捺印

右原本ニ照シ

内閣理事^{ジレク}長官

勲^リ爵士「セ、オ、ゲ」氏

中將

参將「ハ、ム、コーニンギン」氏

和蘭賞勲局書記官長

外國勅令佩用允許狀

公使館事務長及官佐勅令等

明治廿四年一月一日

私像

今般西班牙國政府より不アルエカトリック皇生
章附弟三等勅令賜与相成小付佩用段
度其旨申允許被成下度勅令記相添出
段車物ト也

明治廿四年九月十八

右 安達達峰一臣



貴重局總裁子爵大給恒殿

明治廿四年十月廿九日接

供聞物件目録

一勲章

老個(但不差出)

一勲記

老葉

一公譯文

公

右受領佩用免許相願候ニ付差出候也

明治廿四年九月十八日

安達峯一郎

天佑ヲ保有シ西班牙國王ノ位ヲ踐ミタル

ドン・アルワカンソ十三世ニ代リ

朕損政皇后ドニヤ、マリヤ、クリステイナハ

卿安達峯一郎ニ朕ガ敬意ヲ表セシガ為ノ本月十一日

勅令ヲ發シ以テ卿シイザヤラカトリカ日主章附勲章ノコシ

シダドルニ敍セリ

卿ノ事蹟ヲ鑒ミ本勲章ニ益光榮ヲ加フルヲ信

シスレヲ佩用スルコトヲ允許ス依テ其證書トシテ賞勲

局總裁ヲシテ本勲記ニ名ヲ署シ敍勲簿冊ニ登錄セ

シム

千九百一十三年三月廿三日サン・セバスティアンニ於テ

損政皇后

親署



賞勲局總裁エミリオ・レデイヤ・イ・リベモール

候爵

某

アーデ、カストロ、イ、サリエス
イレデ、レイノソ

明治三十四年十月廿二日接手

外國勳章受領佩用願

佛國政府ヨリ贈與相成候シユバリエー、ド、ロルドル、
チユ、ドラゴン、ド、ラム勳章受領佩用之義
御允許ト成下度別紙供閱物件目錄相添
此段相願候也

明治三十四年十月廿四日

日本銀行員

櫻田 助作



賞勳局總裁子爵大給恒殿

供関物件目録

一 勲章

壹個

一 勲記

壹葉

一 全譯文

壹葉

右受領佩用免許相願候々付差出矣也

明治三十四年十月廿四日

櫻田 助作



勲記譯文

日本銀行員

櫻田 助作

千九百一一年七月六日ノ議決ニ依リシエバリエー、
ド、ロルドル、ヂユ、ドラゴシ、ド、ラナム 勲章ヲ
授與ス

巴理千九百一一年七月六日

佛蘭西共和國政府大統領

エミル・ルーベール

賞勲局總裁

副署

内閣書記官長

副署